



後期高齢者医療制度の保険料に係る 社会保険料控除の適用について



社会保険料控除

所得税・住民税の社会保険料控除については、居住者が各年において、自己または自己と生計を一にする配偶者その他親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った人に社会保険料控除が適用されることとなっています。



後期高齢者の保険料は基本的に特別徴収



今年4月から実施されている後期高齢者医療制度においては、原則としてその保険料が年金から直接引かれています（特別徴収）。この場合、その保険料を支払った人は年金受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。



制度の見直しで口座振替での支払いが可能になりました。

このほどの制度の見直しで、今年10月以降の保険料については市町村等へ手続きを行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、口座振替により保険料を支払うことができるようになりました。この場合には、口座振替によりその保険料を実際に支払った人に社会保険料控除が適用されます。

税金の負担額が変わってきます。



年金から特別徴収された場合と、口座振替により支払う場合には、社会保険料控除が適用になる人が変わるため、世帯全体で見たときの税金の負担額が変わる場合がありますので、注意が必要です。

一度、どちらが得になるのか実際に計算しておいたほうがよいでしょう。

制度の見直しに内容については、お住まいの市町村におたずねください。

税額の計算方法などの不明な点は、当事務所におたずねください。

